

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

八 戸 市 監 査 委 員

(令和 4. 5)

八 監 第 9 号  
令和 4 年 5 月 23 日

八戸市長  
熊 谷 雄 一 様

八戸市議会議長  
寺 地 則 行 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 倉 成 美納里

八戸市監査委員 五 戸 定 博

### 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

# 目 次

1	監査の対象	7	
2	監査の主な着眼点	7	
3	監査の主な実施内容	8	
4	監査の実施場所及び日程	8	
5	監査の結果	8	
	財政援助団体監査	9	
	補助金	八戸市除間伐等実施事業補助金	9
	財政援助団体	八戸市森林組合	
	所管課	農林畜産課	
	公の施設の指定管理者監査	13	
	指定管理施設	八戸市市民活動サポートセンター	13
	指定管理者	企画集団 With you	
	所管課	市民連携推進課	
	指定管理施設	八戸市民保養所洗心荘	15
	指定管理者	一般社団法人八戸市アールアール厚生会	
	所管課	福祉政策課	

## 1 監査の対象

### (1) 対象となる補助金、指定管理施設

#### ア 財政援助団体監査

補助金	財政援助団体	所管課
八戸市除間伐等実施事業補助金	八戸市森林組合	農林畜産課

#### イ 公の施設の指定管理者監査

指定管理施設	指定管理者	所管課
八戸市市民活動サポートセンター	企画集団 With you	市民連携推進課
八戸市民保養所洗心荘	一般社団法人八戸市アールアール厚生会	福祉政策課

### (2) 監査の範囲

令和2年度において執行された補助金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和3年度執行分を含む。）

## 2 監査の主な着眼点

### (1) 財政援助団体監査

#### ア 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

#### イ 所管課関係

- ① 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ② 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- ③ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- ⑤ 利用料金を指定管理者が定めることとされている場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。

⑥ 事業報告書は適正に作成されているか。

#### イ 所管課関係

① 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。

② 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

③ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

④ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。

⑥ 事業報告書の点検は適切に行われているか。

### 3 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

(1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象団体及び所管課ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。

(2) 対象団体及び所管課の職員から当該補助金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

なお、監査に当たっては、小原隆平前監査委員は令和3年12月18日まで、倉成美納里監査委員は同月19日から、それぞれ執行したものである。

### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 八戸市庁ほか

(2) 日程 令和3年11月5日から令和4年5月13日まで

### 5 監査の結果

監査の結果、財政援助団体における補助金に係る出納その他の事務に是正改善を要するものが見受けられたほか、所管課における補助金に係る事務についても是正改善を要するものが見受けられたため、速やかに適切な措置を講じられ、その結果を通知されたい。

次に、各指定管理者における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における公の施設の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

# 財政援助団体監査

補助金 八戸市除間伐等実施事業補助金  
財政援助団体 八戸市森林組合  
所管課 農林畜産課

## 1 補助金の概要

### (1) 補助制度の概要

本件補助金は、八戸市森林組合及び三八地方森林組合が本市の森林を対象に森林整備事業を実施するにあたり利用できる補助金である。

なお、森林整備事業における補助金の算定に用いる事業費は標準的な経費（標準単価）を基に算出している。

### (2) 補助金の目的

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、適切な森林整備を推進する。

### (3) 根拠法令等の名称

八戸市除間伐等実施事業補助金交付要領（以下「要領」という。）

### (4) 補助対象経費（要領第2条及び別表）

県の補助事業（森林環境保全直接支援事業又は特定森林再生事業）に採択された事業であって、事業実施主体が事業計画に基づいて行う森林整備作業等に要する経費

### (5) 補助金の額（要領第2条及び別表）

補助対象経費（森林整備事業標準単価表（青森県作成）による標準単価×施業面積）の100分の5に相当する額以内の額（ただし、100分の5に相当する額の1,000円未満を切り捨てた額とする）

## 2 八戸市森林組合の概要

### (1) 設立及び目的

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的として昭和17年3月に設立され、主に次の事業を行っている。

ア 森林整備事業

イ 林産事業

ウ 支障木伐採事業

エ 防護着販売事業

### (2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役員

代表理事組合長 1名

副組合長 1名

理事 5名

代表監事 1名

監事 2名

事務局

課長	2名
職員	5名

(3) 事業内容

令和2年度は、次の事業を実施している。

- ア 森林整備事業
- イ 林産事業
- ウ 支障木伐採事業
- エ 防護着販売事業

(4) 決算状況

令和3年度（令和3年1月から12月まで）における決算は、次のとおりである。

収入決算額	394,327,617円	（うち令和2年度八戸市補助金1,578,000円）
支出決算額	304,583,731円	
収支差額	89,743,886円	

3 監査項目

(1) 対象団体

- ア 有価物等管理事務 通帳
- イ 収入事務 収入事務等に関する書類
- ウ 支出事務 支出事務等に関する書類

(2) 所管課

- 支出事務 補助金の支出に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、以下のとおり不適切な箇所が見受けられたので、是正改善を図られたい。

(1) 補助金の額について

補助金の額は、要領に「補助対象経費の100分の5に相当する額以内の額」と規定されており、これにより算定された令和2年度の補助金1,578,000円が交付されていた。

しかしながら、八戸市森林組合（以下「組合」という。）が事業実施箇所の森林所有者に発行した補助金精算通知書等を精査した結果、本件補助金に係る事業内訳書（補助金交付申請及び実績報告の際に提出させている事業箇所ごとの補助金額等が記載されている書類）に記載されている事業箇所は全て当市の区域内であったにもかかわらず、本件補助金の一部が事業内訳書には記載されていない当市の区域外に所在する森林の整備事業に充てられていたことが判明した。

なお、判明した補助金の交付等の状況は、以下のとおりである。

【補助金の交付等の状況】

ア 交付決定の内容

- ① 補助金額 1,578,000円
- ② 事業内訳書に記載された事業箇所 131件（全て当市の区域内）

イ 補助金支出の状況

支出金額（件数） 1,578,000 円（35 件）

内訳）

市内事業箇所 1,071,834 円（24 件）

市外事業箇所 506,166 円（11 件）

市外事業箇所の内訳）

五戸町 428,767 円（6 件）

南部町 65,423 円（3 件）

階上町 11,976 円（2 件）

本件補助金の目的は、当市の区域内に所在する森林の整備推進であり、当市の区域外に所在する森林の整備に係る事業に補助金を充てるのは不適切な支出である。

補助金は、要領に基づき、事業実施主体である組合が、県の補助事業に採択された事業計画に基づいて行う森林整備作業等に要する経費の 100 分の 5 に相当する額以内の額を交付するもので、補助金の使途は組合の裁量に委ねられている。

組合では、森林所有者の負担軽減という方針のもと、事業費から県補助金を差し引いた残りの事業費（森林所有者負担額）ができるだけ軽減されるよう補助金を充当しているとのことであるが、令和 2 年度の本件補助金の一部について、組合の錯誤により市外事業箇所における森林整備作業等に充当されたことは、組合の裁量の範囲を誤認・逸脱したものである。

## (2) 補助金事務の審査体制について

補助金の適正な使用については、交付申請書及び実績報告書に添付された事業内訳書の内容が一致することの確認及び無作為に抽出した事業箇所における現地調査の方法により審査を行っているとのことであるが、組合による市外事業箇所における支出が行われていたことを受け、農林畜産課は、交付した補助金が当市の区域内に所在する森林の整備のために使用されていることを事業内訳書と支出関係書類等の突合により確認するなど、これまでの補助金事務の審査体制を見直す必要がある。

また、市内事業箇所においても、事業内訳書に記載されている補助金額が実際の充当額と異なっているにもかかわらず、補助金の交付決定及び確定の手続がなされていることは、明らかな組合の書類作成上の誤りであり、その是正を求めるとともに、合わせて農林畜産課においては補助金の審査手続の改善を図られたい。

なお、事業内訳書及び支出関係書類等は、添付すべき書類として要領に規定されていないが、補助事業者の補助金の適正な使用を確認する上で必要となる書類については、添付書類として要領に規定し、併せて記載要領についても整備されたい。

森林は、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>涵養、地球温暖化の防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

このような森林の有する多面的機能を十分に発揮していくためには、持続可能な森林経営の下、多様で健全な森林の整備を進めることが肝要であり、その担い手として組合は極めて重要な役割を果たしてきたところである。

今後、組合は本件補助金の適正な取り扱いに努めるとともに、市は組合が地域の森林管理の担い手としての役割を引き続き果たしていくために、本件補助金がより効果的かつ適正に使用されるようそ



の運用について改善することを望むものである。

なお、このたびの監査は組合への令和2年度交付分の補助金を対象として実施したが、組合における令和元年度以前の補助金の運用状況、また、本件補助金の補助事業者となっている三八地方森林組合における補助金の運用状況についても、今回の監査を契機として点検し、必要に応じて適切な措置を講じられたい。

# 公の施設の指定管理者監査

指定管理施設 八戸市市民活動サポートセンター  
指定管理者 企画集団 With you  
所管課 市民連携推進課

## 1 概要

### (1) 施設概要

八戸市市民活動サポートセンター

- ① 所在地 八戸市根城八丁目 8 番 155 号 八戸市総合福祉会館 3 階
- ② 延床面積 97.125 m<sup>2</sup>
- ③ 施設内容 情報交流サロン (77.7 m<sup>2</sup>)、ワークステーション (19.425 m<sup>2</sup>)

### (2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市市民活動サポートセンター条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 条例に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- ② 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- ③ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ④ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ⑤ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとしている。

### (3) 管理運営体制組織

代表	1 名
施設長	1 名
事務局長	1 名
職員	9 名 (非常勤職員)

## 2 指定管理料 (令和 2 年度)

年額 6,674,000 円

## 3 監査項目

### (1) 対象団体

ア 現金取扱事務	小口現金
イ 有価物等管理事務	通帳、切手
ウ 収入事務	利用料金、指定管理料等
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

### (2) 所管課

ア 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
--------	-----------------

イ 協定事務

指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

指定管理施設 八戸市民保養所洗心荘  
指定管理者 一般社団法人八戸市アールアール厚生会  
所管課 福祉政策課

## 1 概要

### (1) 施設概要

八戸市民保養所洗心荘

- ① 所在地 十和田市大字法量字焼山 64 番地 184
- ② 敷地面積 2,841 m<sup>2</sup>
- ③ 延床面積 1,834.34 m<sup>2</sup>
- ④ 施設内容 宿泊室、大広間、研修室、大浴場、小浴場、ロビー、食堂

### (2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市市民保養所条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 指定管理施設の利用の承認に関する業務
- ② 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ④ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとしている。

### (3) 管理運営体制組織

支配人	1 名
主事	1 名
事務員	7 名（常勤準職員 5 名、非常勤準職員 2 名）
調理主任	1 名（常勤準職員）
調理員	3 名（常勤準職員）

## 2 指定管理料（令和 2 年度）

年額 38,153,000 円

## 3 監査項目

### (1) 対象団体

ア 現金取扱事務	つり銭、小口現金
イ 有価物等管理事務	通帳、切手
ウ 収入事務	利用料金、指定管理料
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

### (2) 所管課

ア 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
イ 協定事務	指定管理に関する協定関係

#### 4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。